

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	活性炭ホールドアップ建屋電気機械室空調機用Vベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
2	2号機	中性子計装系移動式炉内計装系（TIP）制御盤にCH-B駆動制御装置ユニットに玉型弁開閉信号又は遮へい容器内信号異常を知らせる表示が発生したため、対応検討	D	
3	3号機	タービン建屋大物搬入ロジブクレーンを前回の月次点検日から1ヶ月を超えた状態で使用していたことが認められたため、対応検討	B	
4	3号機	中央操作室空調機用冷凍機（B）の圧縮機本体の保温材に隙間が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
5	3号機	給復水系酸素注入設備（A系）ヘッダーと酸素ポンベ出口弁との継手部より酸素ガスの微少リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	試料採取系凝縮水貯蔵タンクサンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	3号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（A）ケーシングカバーの軸受付近よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系空調機（主発電機励磁装置盤エリア）の送風機用ベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
9	3号機	サービス建屋換気空調系電気品室空調用冷凍機の「圧縮機出口圧力高」検出用圧カスイッチに動作不良（リセット不可）が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
10	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-07）のアク्यूムレータ水側シリンダドレン弁にシートリークが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）潤滑油冷却器温度調節弁グラウンド部よりにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器系統配管ベント弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	5号機	廃棄物処理系原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）のポンプ（B）出口側逆止弁に動作不良（開閉が緩慢）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	5・6号機共用廃棄物地下貯蔵設備建屋地階サンプポンプエリアの天井コンクリートの一部に剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	主タービングランド蒸気シール放射線モニタA系サンプポンプ（2）の出口側フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
16	集中環境施設	濃縮洗濯廃液乾燥機加熱蒸気ベント配管フランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮装置用蒸気過熱抑制装置（A）加熱蒸気入口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮装置用蒸気過熱抑制装置（B）の加熱蒸気入口元弁にシートリーク及び加熱蒸気入口圧力調節弁にグラウンドリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉グラニューールコンベア覗き窓パッキン付近より粉末状のグラニューールの漏れ（微量）が認められたため、当該パッキンを交換	D	
20	その他	従事者登録の際に、放射線管理手帳の記載項目の確認漏れの可能性が認められたため、対応検討	C	
21	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ポンプ（C）浸透探傷検査において、使用期限切れの探傷剤（浸透液）の使用が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで